

第8回教育委員会会議録

1日 時 平成27年7月31日(金) 開会：9時00分
閉会：10時25分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階委員会室 及び 会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長

出席した者 学校教育課長 学校教育課(田中主幹、福田指導主事、赤川指導主事)

5書 記 教育政策担当補佐

6議事日程等

日程順位	件 名
1	委員議席の抽選について
2	会議録署名委員の指名について
3	教育長職務代理者の指名について
4	議案第37号 平成28年度使用周南市中学校教科用図書及び平成28年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

教育長 それでは、ただ今から「平成27年第8回教育委員会臨時会」を開催いたします。
改めまして「中馬 好行」でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ご周知のとおりですけれど、本年4月1日付をもって一部改正され施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる「地教法」でございますが、今回の改正されました趣旨が大きく2点ございます。ひとつは、地方教育行政における責任体制の明確化する、誰がこの仕事の責任を担っていくのか明確にしていること、もう一つは、教育委員会として危機管理体制をしっかりと構築していく、ご承知のとおり大津の事案等を契機として教育委員会のあり方、学校のあり方が大きく変わった、そういう事案の中でのもの
ございました。

この改正によりまして、これまでの委員長と教育長をこれを一体化した、新たな教育長を置くこととされました。このことから、本市におきましても、私の就任に伴いその運用が開始されることとなりました。

本委員会の会議につきましても、今後、私の方で進行させていただき定めとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これまで会議の主事者として、そして教育委員会の代表者としての大任を務めておられました池永委員には、心からお礼を申し上げますとともに、今後も変わらぬご指導をいただきますようお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして、会議を進めたいと思います。

日程第1、「委員議席の抽選について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議席の位置につきましては、周南市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、委員の議席は、毎年第1回目の会議の始めに抽選で定めるとされており、本年第1回目の会議で議席の抽選を行い、今日まで運営させていただいてきたところでございますが、この度の教育長の退任及び就任に伴いまして、改めて抽選を行うものでございます。

従いまして、この12月まではこれから決定する形で議席でご着席いただきますよう、よろしくよろしくお願いいたします。

教育長席は固定といたしますので、その他の4議席につきまして抽選を行なわせていただくようになります。

議席番号1番から4番は、机上の配置図をご参照いただけたらと思います。番号のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、抽選を行ないます。

(抽選)

教育長 それでは、抽選の結果を報告いたします。

議席番号1番は池永委員さん、議席番号2番は月谷委員さん、議席番号3番は松田委員さん、議席番号4番は片山委員さんに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、新たに決まりました議席へ移動をお願いします。

(席を異動)

続いて日程第2、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名委員は、「池永委員さんと月谷委員さん」をお願いします。

続いて日程第3、「教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。

それでは、教育長職務代理者を指名したいと思いますが、まず教育政策課からこの件についての趣旨と説明をお願いいたします。

教育政策課長 先程、教育長からもお話がございましたが、本年4月1日をもちまして一部改正され施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」につきましては、今日まで、いわゆる『在任特例期間』として村田教育長の在任期間中は、従前の取扱いを行うという規定の下で、運営を行ってきたところでございますが、本市におきましては、中馬教育長の就任により、7月26日から新教育委員会制度のスタートとなったところです。

つきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項において、教育長に事故が生じたときなどの場合は、あらかじめ教育長が指名する委員が、教育長職務代理者としてその職務を行うことが規定されておりますことから、指名をお願いしたものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 私といたしましては、就任にあたり、教育長職務代理者として、池永委員を指名させていただこうと思います。池永委員お受けいただけますでしょうか。

(池永委員了承)

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ここで一旦休憩とし、会場を移動した上で審議を再開いたしたいと思います。

(会議室へ移動)

教育長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

続いて日程第4、議案第37号「平成28年度使用 周南市中学校 教科用図書 及び 平成28年度使用 周南市小中学校 特別支援学級用 教科用図書の採択について」ですが、適切な審議確保の観点から、この件は秘密会として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

教育長 それでは、ただ今から秘密会といたします。事務局から報告があれば、お願いします。

【秘密会会議録は別に作成】

教育長 それでは、議案第37号を決定します。

以上で、平成27年第8回 教育委員会臨時会を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

月谷 慈寛 委員 _____

第8回教育委員会臨時会会議録

- 1 日時 平成27年7月31日(金) 再開：午前 9時20分
閉会：午前10時20分
- 2 場所 周南市毛利町2丁目2番地 周南市教育委員会 2階会議室
- 3 議事日程等

日程順位	件名
4	議案第37号 平成28年度使用周南市中学校教科用図書及び平成28年度使用周南市小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

4 協議内容

課長： 議案第37号「平成28年度使用周南市中学校教科用図書及び平成28年度使用周南市小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」をご説明いたします。

平成28年度使用中学校教科用図書の採択については、これまでに、周南市教科用図書研究調査協議会を5月19日(火)、7月2日(木)の2回開催してまいりました。この研究調査協議会では、今回の採択についての共通理解と主に中学校教科用図書の採択見本本についての研究調査を実施しました。

今年度が現行の教科書の使用4年目となり、使用最後の年となります。つまり、現在の中学校教科用図書の採択事務処理については、平成23年度に調査研究を実施しております。

また、本年度採択の期限ですが、8月5日までに県への報告義務がございます。従いまして、本日、採択を決定したいと考えおりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、お手元がございます「研究調査報告資料」を参考にいただき、国語の教科用図書について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長： 忌憚のないご意見をお願いします。

委員： これまでの使用状況について何か問題点が挙がっていますか。

事務局： 使用状況の中での問題は、挙がってきておりません。

委員： 小学校では、どの教科書を使用していますか。

事務局： 東京書籍です。

教育長： これまでは、学校図書の教科書を使用してきましたが、どういたしましょうか。

委員： 問題点がなければ、これまでどおり、学校図書でよいのではないのでしょうか。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、国語は、全会一致で「学校図書」を採択することよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、書写の教科用図書の採択について審議したいと思います。

今までは、東京書籍を使用してきました。

委員： ワイドになったということですが、先生方にとって問題ないかどうか気になりましたが問題はなさそうですか。

事務局： 東京書籍の書写の教科書につきましては、この度、教科書の版が大きくなっております。

このことは、協議会でも話題に挙がりましたが、大きくなったことで、情報量が増えております。机の上の使い方については、改めて指導は必要かと思いますが、適切な活用は可能です。

教育長： それでは、書写は、引き続き「東京書籍」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、社会（地理的分野）の教科用図書の採択について審議したいと思います。

委員： 「地理」ですので、「地図」の会社との兼ね合いを考慮する必要があると考えます。「地図」と「地理」を同一の会社にすることで、学びやすさであったり、情報の共有であったりできると考えます。

教育長： これまでも、帝国書院の教科書を使用しています。社会（地理的分野）は、引き続き「帝国書院」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、社会（歴史的分野）の教科用図書の採択について審議したいと思います。

委員： 先日、市民から挙げた意見を見せていただきましたが、あれ以降意見は出ておりませんか。

事務局： 特に出ておりません。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、社会（歴史的分野）は、「東京書籍」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、社会（公民的分野）の教科用図書の採択について審議したいと思います。

委員： 確認をさせていただいてよろしいですか。歴史的分野も東京書籍ですが、揃えた方がよいという考えで選ばれたのでしょうか。

事務局： それは、前回の採択に関することとらえてよろしいでしょうか。

委員： そうですね。

事務局： 公民的分野につきましては、揃えた方がよいという視点ではなく、この教科書のよさで、選ばれております。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、社会（公民的分野）は、全会一致で「東京書籍」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、地図の教科用図書の採択について審議したいと思います。

委員： 小学校も、帝国を使用しています。小中で続けて帝国を使用の方が見やすいという利点がありますね。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、地図は、全会一致で「帝国書院」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、数学の教科用図書の採択について審議していきたいと思います。ご意見をお願いします。

委員： 協議会でも挙がっておりましたが、別冊のとらえ方を明確にしておきたいのですが。

事務局： 別冊には、解答がのっており、たくさんの問題を効率よく答え合わせができるよさがあると報告を受けておます。

委員： 協議会でも出ておりましたが、別冊をもしも紛失してしまったときには、それだけを購入できるということでしたので、問題はないかと思います。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、数学は、全会一致で「啓林館」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、理科の教科用図書の採択について審議していきたいと思います。

委員： 理科にも別冊がありますが、理科に関する別冊の扱いに、何か補足がありますか。

事務局： 理科の別冊につきましては、協議会でも挙がっておりました青いシートを用いた重要語句の習得が特徴です。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、理科は、全会一致で「啓林館」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、音楽（一般）の教科用図書の採択について審議したいと思います。

委員： 音楽には、「一般」と「器楽」と2種類ありますが、それらの関連性が必要なのでは？

事務局： 小中の教材の配列において考慮されていると報告を受けております。

委員： 扱われている楽曲を見ましても、配列が考えられていると感じました。

委員： 小学校でも、同じ教芸の教科書が使われているということも考えて、同じ教芸の教科書がよいのではないのでしょうか。

教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、音楽（一般）は、全会一致で「教育芸術社」を採択するというところでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

教育長： それでは続きまして、音楽（器楽合奏）の教科用図書の採択について審議したいと思います。

委員： 先程も話になりましたが、教芸の小中の教材の配列を考慮して、同じでよいと考えます。
教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、音楽（器楽合奏）は、全会一致で「教育芸術社」を採択するということがよろしいでしょうか。

（全委員了承）

教育長： それでは続いて、美術の教科用図書の採択について審議したいと思います。
委員： これまでの使用状況について何か問題点が挙がっていますか。
事務局： 使用状況の中での問題は、挙がってきておりません。
委員： 美術ということなので、目で見て取り入れる情報量が多い教科書がよいと考えます。そう考えると、今までの教科書がよいと思います。
教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、美術は、全会一致で「日本文教出版」を採択するということがよろしいでしょうか。

（全委員了承）

教育長： それでは続きまして、保健体育の教科用図書の採択について審議したいと思います。
委員： 小学校も東京書籍ですが、内容の関連がありますか。
事務局： 前回の協議会の報告にもありましたように、東京書籍の教科書は関連する小中学校の学習内容を明記している特徴のある教科書でございます。
委員： 保健体育ですので、「やってみよう」という項目で、実際に活動を促し、生徒の関心意欲を高めているところが保健体育として適していると思います。
教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、保健体育は、全会一致で「東京書籍」採択するということがよろしいでしょうか。

（全委員了承）

教育長： それでは続きまして、技術・家庭（技術分野）の教科用図書の採択について審議したいと思います。
委員： 技術家庭科ですので、技術分野と家庭分野をくくりとして考えた方がよいと思います。
教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、技術・家庭（技術分野）は、全会一致で「東京書籍」を採択するということがよろしいでしょうか。

（全委員了承）

教育長： それでは続きまして、技術・家庭（家庭分野）の教科用図書の採択について審議したいと思います。
委員： 東京書籍に関しては、サイズが大きくなり、書写と同じように情報量が増えたでしょうし、写真やイラストも含めて目で見て学ぶということにも適していると思いました。
教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、技術・家庭（家庭分野）は、全会一致で「東京書籍」を採択するということがよろしいでしょうか。

(全委員了承)

- 教育長： それでは続いて、英語の教科用図書の採択について審議したいと思います。
- 委員： 東京書籍にはデジタルコンテンツなどの映像資料等も充実しているということでした。
- 委員： 単元の配列等を考慮すると、今までの流れを大切にされた方がよいと考えます。
- 教育長： それでは、これまでの審議を踏まえ、英語は、全会一致で「東京書籍」を採択するということではよろしいでしょうか。

(全委員了承)

- 教育長： それでは、ただいま審議していただいた結果を一覧にまとめたものをコピーしてまいりますので、しばらくお待ちください。

今お手元にごございます資料は、左側が、現在使用している教科書、右側が、本日審議して決定した教科書が示されております。間違いがあってはいけませんので、もう一度、この資料で、確認していただきたいと思います。

(全委員確認)

それでは、中学校教科用図書につきましては、ただいまお手元にお示しした一覧の通り採択するというところでよろしいでしょうか。

<異議なし>

- 教育長： それでは、中学校教科用図書につきましては、この一覧のとおり、採択することで決定しました。
- 以上で、中学校教科用図書の採択についての審議を終了します。

教育長： 次に各小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について審議します。事務局から説明をお願いします。

課長： 小中学校の特別支援学級で使用する教科書は、原則的には、その採択地区内の学校の通常の学級で使用する教科用図書と同一のものを使用することになっていますが、学校教育法附則第9条、同施行規則第139条の規定により、特別な教育課程をとっている場合には、他の適切な教科用図書を使用することができます。

この場合、下学年の「検定教科用図書」又は「文部科学省著作教科用図書」を使用することが望ましいのですが、これらを使用することが適当でないときは絵本等の一般図書を使うことができます。

今年度の申請状況は、小学校特別支援学級設置校24校中7校から、中学校特別支援学級設置校12校中3校から申請が出ています。

その一覧が、今お手元にある「採択申請書一覧」という資料でございます。

これら、申請された図書は、文部科学省作成の「一般図書一覧」や県教育委員会作成の「選

定資料」及び先般実施しました周南地区教科用図書研究調査委員会において作成した研究調査報告資料から選定されており、十分な教材研究が行われています。ご審議の程よろしく願います。

教育長： 忌憚のないご意見を願います。

教育長： 附則9条図書につきまして、ご意見がございますか。

ないようでしたら、各小・中学校の申請どおりに採択することとしてよろしいでしょうか。

(全委員了承)

課長： ここで、すべての資料を回収させていただきます。